

電力需給契約書(案)

1 契約内容 令和8年度 木曽森林管理署庁舎等電力需給業務(単価)

2 需給場所 長野県木曽郡上松町正島町1-4-1
木曽森林管理署庁舎及び敷地内施設

分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署長 北村 大(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、木曽森林管理署庁舎及び敷地内設備で使用する電力の需給に関し信義に従い誠実にこれを履行するものとし、次の条項に基づき本契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 受注者は、仕様書に基づき発注者の木曽森林管理署庁舎及び敷地内設備で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は別紙のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額(以下「消費税相当額」という。)を含むものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。
- 3 発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定ができる。
- 4 消費税又は地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

(契約期間)

第3条 供給期間は、令和8年4月検針日から令和9年4月検針日の前日までとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、この契約に係る契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 計量日は、中部地域旧一般電気事業者が毎月の電気使用量を確定する日とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日前日までの期間とする。

(料金の算定)

第9条 毎月の電気料金は、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た金額と、その1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計金額とする。

2 前項の料金算定にあたっては、使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取り扱いには中部地域旧一般電気事業者が公表している料金表によるものとする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第10条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、第9条により算定した料金を1ヶ月毎に発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に受注者の指定する口座に支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)で定められた利率で計算した額を、受注者に支払うことが出来るものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことができない事由による時は、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第11条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面によりこれを改定するものとする。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、同法第36条第2項に基づき、経済産業大臣が定める賦課金単価に毎月の使用電力量を乗じて算出するものとする。

(機密の保持)

第13条 発注者及び受注者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、発注者及び受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例などにより開示する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により契約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者または、その従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、または、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(違約金)

第 15 条 前項により本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了の日までの期間（以下「残余期間」という。）に係る予定使用電力等を用いて第 9 条に規定する方法により算出した場合の残余期間の電気料金から（消費税額及び地方消費税を除いた金額）10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令

を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第18条 受注者が発注者に損害を与えたとき（天災その他受注者の責に帰さない事由による場合を除く。）は、発注者は受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（契約の細目等）

第19条 この契約についての、必要な細目及び本契約書に定めのない事項は、中部管内のみなし小売電気事業者が公表している特定規模需要電気供給条件により取り扱うものとする。なお、本契約と供給条件等において相反する内容がある場合には本契約書を優先するものと。

（協議）

第20条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議の上、これを定め解決するものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 本契約に関し紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、その解決に向けて

誠意をもって協議するものとする。

(特約事項)

第 22 条 特約事項は、別紙_1 のとおりとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 長野県木曽郡上松町正島町 1-4-1
分任支出負担行為担当官
木曽森林管理署長 北村 大

受注者

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該

再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上